

国立公園の名称と当該名称による公園地域の代表性

公園名	名称の種類	当該名称の指定地域の代表性	名称と区域の変更の変遷
利尻／礼文／サロベツ	地名（島、湿原）	利尻島、礼文島、サロベツ湿原の3団地を代表。	利尻礼文国立公園（S40）にサロベツ湿原を加えて国立公園（S49）に昇格。
知床	地名（半島）	知床半島を代表。	指定（S39）以降大きな変更なし。
阿寒	地名（湖）	公園の西部を代表する湖沼名であるが、東部の摩周湖、屈斜路湖周辺地域を代表しているかは疑問。「摩周」の追加について地元要望有り。	指定（S9）以降大きな変更なし。
釧路湿原	地名（湿原）	釧路湿原とほぼ一致。	指定（S62）以降大きな変更なし。
大雪山	地名（山岳）	十勝岳など南部地域を代表しているかは疑問。	指定（S9）以降大きな変更なし。
十和田／八幡平	地名（湖＋山岳）	十和田八甲田地域と八幡平地域の2団地を代表。	十和田国立公園（S11）に八幡平地域を追加（S31）し、名称変更。
陸中海岸	造語（旧国名＋「海岸」）	地理学的には三陸海岸だが、陸前、陸奥を含まないため、陸中海岸と呼称。「三陸海岸」への名称変更について地元要望有り。	指定（S30）以降、区域拡張（S39 他）はあるが、名称は変更せず。
磐梯／朝日	地名（山岳）	磐梯猪苗代地域、出羽三山・朝日地域、飯豊地域の3団地のうち2団地を代表。	指定（S25）以降大きな変更なし
日光	地名	那須甲子・塩原地域、日光地域、尾瀬地域の3団地のうち1団地を代表。	指定（S9）以降、那須甲子塩原、鬼怒川地域の拡張（S25）があるが、名称変更せず。
上信越高原	造語（旧国名組合せ＋「高原」）	造語（指定区域を包含する概念だが、知名度は薄い。）	指定（S24）以降、妙高戸隠地域の拡張（S31）があるが、名称変更せず。
秩父／多摩／甲斐	地名（旧国名）	公園区域の主要部分を占める都道府県の旧国名を使用。面積僅少の長野側は名称に用いられず。	秩父多摩国立公園として指定（S25）。山梨県側の規制強化に合わせ名称変更（H12）
小笠原	地名（諸島）	小笠原諸島とほぼ一致。	指定（S47）以降変更なし
富士／箱根／伊豆	地名（山岳、半島、諸島）	富士山、箱根、伊豆半島、伊豆諸島の4団地のうち、伊豆半島と伊豆諸島は1語とし、4団地を代表。	富士箱根国立公園として指定（S11）。伊豆半島地域の追加（S30）に合わせ名称変更。その後、伊豆七島国立公園を吸収（S39）
中部山岳	造語（地方名＋「山岳」）	戦前のため、北アルプスという外来語使用せず。一方で、飛騨山脈という地学上の名前も使用せず。	指定（S9）以降大きな変更なし。
白山	地名（山岳）	白山のほぼ全域と一致。	白山国立公園として指定（S30）。大きな変更なく国立公園に昇格（S39）
南アルプス	地名（山岳の通称）	南アルプスを指定、ただし、山稜線部分のみで南アルプスの山腹部分は含まれない。	指定（S39）以降大きな変更なし。
伊勢／志摩	地名（旧国名）	公園区域の主要部分を含む旧国名を使用。	指定（S21）以降大きな変更なし。
吉野／熊野	地名（山岳、地方）	大台ヶ原、大杉谷地域などを代表しているかは疑問。	指定（S11）以降、潮岬（S29）、鯖浦（S45）、鬼ヶ城以北（S50）の追加があるが、名称変更せず。
山陰海岸	地名（地方名＋「海岸」）	山陰地方の海岸全体が公園に指定されてはいない。また、指定当時に山陰海岸が一般的呼称であったか疑問。	山陰海岸国立公園として指定（S30）、大きな変更なく国立公園に昇格（S38）
大山／隠岐	地名（山岳、島）	大山蒜山、三瓶山、島根半島、隠岐島の4団地のうち2団地を代表。公園名称への「蒜山」の追加について要望あり。	大山国立公園として指定（S11）。隠岐島・三瓶山・島根半島・蒜山地域の追加（S38）の際に名称を変更。
瀬戸内海	地名（海域）	瀬戸内海とほぼ一致	指定以降（S9）、鳴門・淡路・宮島等追加（S25）、六甲・高崎山追加（S31）等の変遷を経るが、名称変更はなし。
足摺／宇和海	地名（岬、海域）	2団地。高知県側は足摺岬で代表、愛媛県側が海域全域の名称。ただし、宇和海地域のうち滑床地区は宇和海とは異なる地域。	足摺国立公園として指定（S30）。その後、宇和海側の一部が追加（S39）されるが、さらに宇和海地域や滑床地区等を追加して足摺宇和海国立公園に昇格（S47）
西海	造語（「西」にある海の意）	造語（地元以外での知名度は低い。）	指定（S30）以降大きな変更なし。
雲仙／天草	地名（山岳、諸島）	雲仙地域、天草地域を代表	雲仙国立公園として指定（S9）。天草地域の追加を受け、雲仙天草国立公園に名称変更（S31）。その後一部区域（S39）追加。
阿蘇／くじゅう	地名（山岳）	阿蘇地域とくじゅう地域を代表。くじゅうの名称は、県境を越えて九重と久住の双方の町が存在することを踏まえ、ひらがな表記を採用	阿蘇国立公園として指定（S9）。その後、由布鶴見地域が追加（S28）されたが、公園計画点検（S61）の際に名称を変更。
霧島／屋久	地名（山岳、島）	霧島、錦江湾、屋久島の3団地のうち2団地を代表。錦江湾は国立公園昇格に伴い名称喪失（国立公園編入以前は、錦江湾国立公園と呼称）	霧島国立公園として指定（S9）。その後、屋久島地域と錦江湾国立公園を編入（S39）した際に名称を変更。
西表	地名（島）	公園を代表するメインの島の名称を使用。隣接する「石西礁湖」	指定（S47）以降変更なし。

摘要： :十分に代表している。 :ほぼ代表している。 :名称からは分からない地域が公園区域に含まれている。

